

「船橋中学校いじめ防止基本方針」

船橋中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 26 年千葉県条例第 31 号）、千葉県いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月 20 日千葉県教育委員会）、平成 29 年 3 月の国基本方針の改定、「船橋市いじめ防止基本方針」に基づき、船橋市立船橋中学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（いじめの定義）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「けんかやふざけ合い」であっても、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

（基本理念）

全職員が、「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである。」と認識し、「いじめは絶対に許されない行為である。」という強い意志をもち、学校全体でいじめ問題に真剣に取り組む。

- すべての生徒が、「いじめは絶対許されない」と正しく認識し、いじめへの対処を理解し、行動できるよう指導にあたる。
- いじめを受けた生徒、助けようとした生徒の生命及び心身を保護する。
- いじめを未然に防止するため及びいじめを放置しない環境をつくるために相談しやすい環境整備と雰囲気づくりに取り組む。
- 学校が中心となり体制を整え、いじめの防止等のために教育委員会や保護者、関係機関や団体等と協力して対応する。

（いじめの禁止）

- 生徒は、いじめを行ってはならない。
- 生徒は、「悪ふざけ」と称して、複数人数もしくは一人で、個人の心身を著しく傷つけることを行ってはならない。
- 生徒は、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等の対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・全職員が生徒指導の機能を活かした「わかる授業」に心がけ、生徒一人一人が「自己存在感」が体感でき、「自己決定」ができる授業を展開する。
- ・道徳及び学級指導や諸行事等は、生徒一人一人の居場所をつくとともに生徒が生活しやすい学級集団づくりに有効な時間と認識して指導にあたる。
- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動（行事）等の充実を図る。
- ・生徒同士が互いに励まし合うことを重点におき、達成感や人間関係の深化が得られるような、行事を企画・実施する。
- ・保護者及び地域、関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のために生徒が行う自治活動の支援を行う。
- ・いじめ防止等の重要性に関する理解を深めるために生徒及び保護者に対する啓発活動に取り組む。

②いじめの早期発見のための対策

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的なアンケート調査を年7回実施するとともに教育相談期間を設定し、生徒の内面に寄り添う。
- ・生徒及び保護者がいじめ等に関する相談がしやすい環境整備と雰囲気づくりを行う。
- ・職員間の情報伝達が円滑に行われるように、週1回のいじめ防止対策委員会（生活部会）においていじめについての情報などを提供する。

③いじめの防止等に対応する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置づけ、職員の資質向上を図る。
- ・スクールカウンセラー（臨床心理士等の資格を有する）による啓発活動を行う。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損や侮辱罪
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの効果的な対応ができるように専門家を招いての講演会などを行い、啓発活動の充実に努める。

(2) いじめ防止等に関する対応

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等の対策を実効的に行うため、また「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するために、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。（いじめの防止等の対策のための中核的組織である）

<p><構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、相談室担当、各学年の生活指導担当。（場合により、主幹教諭、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教師、生徒会担当、部活動担当、特別活動担当、SCも含む）</p> <p><活動> アンケート調査及び教育相談に関すること。いじめ事案の対応に関すること。いじめに対する職員・生徒・保護者への啓発活動及び研修の計画等を行う。</p> <p><開催> 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は必要に応じて随時開催する。</p>

②いじめに対する対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、**すみやかに事実の確認を行う（初期対応）**。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るために、必要があると認めるときには、保護者と連携を図りつつ対応を検討する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための必要な対応をする。
- ・悪質と思われるいじめについては、教育委員会と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命や心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、対応を協議する。場合によっては警察等の関係機関との連携を図る。（別図参照）
- ②当該事案に対処する組織を早急に設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査等を実施する。
- ④調査結果については、関係者の個人情報等に十分配慮しつつ、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、適宜、必要な情報を提供する。

(4) その他

- ①いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び対応を適切に行うため、学校評価等により、自校の取組を適正に評価する。
- ②生徒の自治的な活動を促し、「いじめ防止のキャンペーン」等で意識の向上を図る。
- ③いじめが「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間続いている状態であり、継続的な調査や面談、指導を行う。
- ④いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 年間指導計画

月	指 導 重 点	いじめ防止関連行事
前 期	4月 ① 基本的な生活習慣の徹底 ② 学級づくり・教室環境づくり	全学年情報モラル教室 いじめ防止キャンペーン
	5月 ① 集団生活の充実を図り生徒活動の推進 ② 基本的な生活習慣の徹底	校外学習(1年)修学旅行(3年) 第1・2回アンケート
	6月 ① 集団行動への適応を図る ② 三者面談に関する研修	校外学習(2年) 壮行会 第3回アンケート
	7月 ① 三者面談(3年) ② 夏休みの生活指導 ③ 部活動の充実	三者面談(3年) 第1回教育相談週間(1.2年) 総合体育大会
後 期	9月 ① 基本的な生活習慣の徹底 ② 生徒の自主的・主体的活動の充実	第4回アンケート いじめ防止キャンペーン
	10月 ① 生徒の自主的活動の推進 ② 「わかる授業」の推進 ④ 三者面談(全学年)	生徒会役員選挙 合唱祭 体育祭 三者面談(全学年)
	11月 ① 生徒会活動を充実させ生徒の自治意識の向上 ② 教育相談に関する研修	第5回アンケート
	12月 ① 冬休みの生活指導	職業講演会
	1月 ① 基本的な生活習慣の見直しと徹底 ② 教育相談を通して個別指導の充実 教育相談(1・2年) 二者面談(希望制)	第6回アンケート いじめ防止キャンペーン 第2回教育相談週間(1.2年)
期	2月 ① 1.2年生…生徒の自主的活動の活性化 ② 3年生…進路決定へ向けての個別指導	二者面談(1.2年) 第7回アンケート
	3月 ① 1.2年生…1年間の反省と来年度の目標 ② 3年生…卒業へ向けての全体指導	3年生を送る会 卒業式 修了式

(別図)

